

第 25 号議案

平成 22 年度 久留米市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 22 年度久留米市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 107,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

平成 22 年 3 月 3 日提出

福岡県久留米市長 檀 原 利 則

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 貸付事業収入		千円 86,070
	1 貸付事業収入	86,070
2 繰入金		5,930
	1 一般会計繰入金	5,930
3 繰越金		14,000
	1 繰越金	14,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
歳入合計		107,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 104,648
	1 事業費	104,648
2 公債費		400
	1 公債費	400
3 予備費		1,952
	1 予備費	1,952
歳 出 合 計		107,000